

農業委員会からのお知らせ

農業労働賃金標準額

平成24年度の農業労働賃金標準額が下表のとおり決まりました。なお、この標準額は昨年度と同額です。

◆農業労働賃金標準額(基盤整備されている田・畑)

機材名等	作業内容	単位	標準額
耕うん機・トラクター	あらぐれ	10a(約1反当たり)	6,500円
	しろかき		6,500円
	あらぐれ・しろかき		10,000円
	水田あと平耕起		5,800円
	水田あと畝立		8,800円
田植機	畑耕起		6,000円
	田植え		5,500円
バインダー	刈り取り		6,500円
コンバイン	刈り取り		13,000円
ロールベア	稲わら梱包作業		5,500円
ハーベスター	稲脱穀	30kg	500円
人	一般農作業	8時間	5,300円

※この労働賃金はあくまでも標準であるため、基盤整備が済んでいない田畑や、軽油等の燃料価格の変動に伴う経費の増加などは、地域の実情を考慮のうえ、当事者間で決めてください。なお、営農組合や受託組合などは、それぞれの受託料金が設定されています。

【問い合わせ先】本庁(別館)・農業委員会事務局(内線2562)

農地の転用には許可が必要です

農地を宅地や駐車場、植林などの農地以外のものに転用するときは、事前に農地法による許可を受けなければなりません。許可を得ずに転用すると、県知事から工事の中止命令や原状回復命令が出されるなどの罰則が適用される場合があります。

■転用許可申請の手続き

- 自分が所有する農地を転用する場合(農地法第4条申請)は、転用する本人が申請してください。
- 他人所有の農地を買ったり借りたりして転用する場合(農地法第5条申請)は、農地の所有者と転用する本人が連名で申請してください。

■**手続き方法**=本庁(別館)・農業委員会事務局または牛深支所・産業振興課、その他の支所担当課(栖本・新和・五和支所を除く)に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同所へ提出してください。なお、添付しなければならない書類もありますので、期日に余裕をもって事前にご相談ください。※申請書などは、市のホームページにも掲載しています。

■**受付期間**=毎月5日から10日まで。

■標準的な処理期間

申請書を受け付けて、農業委員会総会で審議し、通常は翌月の下旬に県知事から許可証が交付されます。



年金情報

20歳になると、たとえ学生であっても国民年金に加入することが義務付けられています。しかし、学生の場合、経済的な理由で保険料の納付が困難な場合があるため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

この制度の納付猶予を希望する人は、「在学証明書」または「学生証の写し」を添えて、本庁・保険年金課または牛深支所・市民福祉課、その他の支所担当課へ申請してください。



【問い合わせ先】本庁年金事務所 ☎2154 / 本庁・保険年金課(内線1137)

～学生納付特例制度をご存知ですか～

■平成23年度に学生納付特例制度により納付を猶予されている人で、同24年度も引き続き在学する予定の人へ

同一の学校に在学する場合は、基礎年金番号などが印字された『ハガキ形式』の「学生納付特例申請書」が、3月下旬に送付されています。このハガキに必要事項を記入し、返送するだけで申請ができます(※この場合は、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

なお、この特例期間は、年金を受けるための必要な期間として取り扱いますが、年金額の計算には入りません。将来の年金額を増額するためには、10年以内であれば保険料を納めることができる「追納制度」を利用できます。

介護支援ボランティア大募集!

～あなたの元気と笑顔を待っています～

市では、介護保険法に基づく介護予防事業の一環として、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加することで、高齢者自身の介護予防を推進し、より元気にいきいきとした地域社会をつくることを目的に、「介護支援ボランティア事業」を実施しています。

この事業は、65歳以上の高齢者が行ったボランティア活動に対して、介護支援ボランティア活動評価ポイント転換交付金として、年度ごとに1人当たり最高で現金5,000円、または5,000円相当の特産品などを交付するものです。

現在、市の介護支援ボランティアに登録されているのは307人で、多くの人が生きがいを持ってボランティア活動を行っています。自分の健康に自信あり、ボランティア活動してみたいと思う人は、参加してみませんか。

主な活動の内容

- ①洗濯物のたたみ、洋服の整理・補修。
- ②レクリエーション等の参加支援、補助など(ゲーム、体操、歌、楽器演奏)。
- ③話し相手、お茶だし(配せん、下せん)。
- ④草取り、花壇(菜園)の手入れ。
- ⑤窓ふき、掃除など。

参加するには

- 1市社会福祉協議会の各支所で介護支援ボランティアの登録をします。
- 2登録された人にはボランティア手帳を交付します。
- 3介護支援ボランティアとして、介護施設などで活動します。
- 4ボランティア活動1時間につき1スタンプを手帳に押します(1日当たり2スタンプまでを限度)。
- 5集めたスタンプを評価ポイントに変えて、評価ポイントに応じて交付金などが交付されます(平成25年4月ごろ)。ただし、介護保険料の未納がある場合は交付することができません。

登録ができる人

- 対象**=市内に住所がある人のうち、介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)で介護保険要支援認定者または要介護認定者でない人。
- 申込方法**=介護保険証を持参のうえ、社会福祉協議会各支所へお申し込みください。

活動場所

活動場所は、介護支援ボランティア受け入れ機関として市に登録されている特別養護老人ホームなどの介護保険施設などです。なお、詳しい活動内容や時間などについては、各受け入れ機関により異なります。



【問い合わせ先】

本庁・高齢者支援課(内線1196)
市社会福祉協議会本所 ☎2552

介護支援ボランティア事業の「特産品等協力事業者」を募集します!

現在、16事業者が登録されていますが、今後多くのボランティアの人が天草のいろいろな特産品などと交換できるよう、「特産品等協力事業者」を募集します。

- ▶**対象**=市内の事業者で、平成25年4月のポイント交換時期に確実に品物の納品ができる事業者。
- ▶**募集期間**=4月27日(金)まで。

【問い合わせ先】本庁・高齢者支援課(内線1196)